正門				コンクリート造、門柱間二・九メートル
仕込蔵及び留蔵				仕込蔵　木造、建築面積六二八・〇七平方メートル、二階建、入母屋造、桟瓦葺、東面下屋及び突出部付、鉄板葺 留蔵　木造、建築面積二九五・七〇平方メートル、切妻造、桟瓦葺 附・棟札　二枚 大正拾貳年歳癸亥九月の記があるもの　一 大正拾参年九月丁未の記があるもの　一
瓶洗場				木造、建築面積八八・一四平方メートル、東面切妻造、西面入母屋造、桟瓦葺 附・棟札　一枚 昭和十一年丙子歳十月の記がある
				宅地　一、七九〇・七一平方メートル 字生実田九七一番 右地域内のコンクリート塀、土塀、石垣、庭門を含む
善通寺金堂	一棟		善通寺	
五重塔	一基			桁行三間、梁間三間、一重もこし付、入母屋造、本瓦葺 附・棟札　一枚 元禄十二己卯年八月二十七日の記がある
日土小学校中校舎	二棟			三間五重塔婆、本瓦葺 附・棟札　二枚 慶應元丑十一月の記があるもの　一 明治十二己卯十二月の記があるもの　一
東校舎			八幡浜市	木造、建築面積三七五・八〇平方メートル、二階建、切妻造、スレート葺一部鉄板葺、南面鉄骨階段附属 木造、建築面積三九四・五三平方メートル、二階建、切妻造、スレート葺一部鉄板葺、南面鉄骨階段及びテラス附属 附・設計図面　四二枚

○文部科学省告示第百七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定する。

平成二十四年十二月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄	下欄					
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
江上天主堂	平成二十年文部科学省告示第八十七号	宅地　一一三一番二	江上天主堂	一棟	三廊式教会堂、木造、建築面積一六一・七六平方メートル、一階建、桟瓦葺 附・祭壇　一基 宅地　一、四〇四・八二平方メートル 一一三一番二 右地域内の石垣、石段、水路を含む	カトリック長崎大司教区	長崎県長崎市上野町一〇番三四号	長崎県五島市奈留町大串字小河原一一三一番二

		香川県善通寺市善通寺町三丁目三番一号	香川県善通寺市善通寺町三丁目
		愛媛県八幡浜市北浜一丁目一番一号	愛媛県八幡浜市日土町二番耕地八五一番地